

第 5 9 回 穴 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 (第 5 号)

招 集 年 月 日 平 成 2 6 年 9 月 2 2 日 (月 曜 日)

招 集 の 場 所 穴 粟 市 役 所 議 場

開 議 9 月 2 2 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 5 日)

議 事 日 程

- | | | |
|-------|----------|--------------------------|
| 日程第 1 | 第 106号議案 | 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について |
| | 第 107号議案 | 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について |
| | 第 108号議案 | 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について |
| | 第 109号議案 | 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について |

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

- | | | |
|-------|----------|--------------------------|
| 日程第 1 | 第 106号議案 | 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について |
| | 第 107号議案 | 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について |
| | 第 108号議案 | 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について |
| | 第 109号議案 | 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について |

応 招 議 員 (1 8 名)

出 席 議 員 (1 8 名)

1 番 鈴 木 浩 之 議 員	2 番 稲 田 常 実 議 員
3 番 小 林 健 志 議 員	4 番 伊 藤 一 郎 議 員
5 番 飯 田 吉 則 議 員	6 番 大 畑 利 明 議 員
7 番 榎 橋 美 恵 子 議 員	8 番 西 本 諭 議 員
9 番 秋 田 裕 三 議 員	1 0 番 藤 原 正 憲 議 員
1 1 番 東 豊 俊 議 員	1 2 番 福 嶋 齊 議 員
1 3 番 岡 前 治 生 議 員	1 4 番 山 下 由 美 議 員
1 5 番 林 克 治 議 員	1 6 番 実 友 勉 議 員
1 7 番 高 山 政 信 議 員	1 8 番 岸 本 義 明 議 員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 村	司 君	書	記	前 田	正 人 君
書	記	清 水 圭 子 君	書	記	原 田	涉 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市	長	福 元 晶 三 君	副 市 長	清 水 弘 和 君
教 育 局 長	西 岡 章 寿 君	参事兼企画総務部長	高 橋 幹 雄 君	
会 計 管 理 者	西 川 龍 君	一宮市民局長	落 岩 一 生 君	
波賀市民局長	大 島 照 雄 君	千種市民局長	阿 曾 茂 夫 君	
まちづくり推進部長	中 岸 芳 和 君	市民生活部長	船 引 英 示 君	
健康福祉部長	浅 田 雅 昭 君	産 業 部 長	西 山 大 作 君	
農業委員会事務局長	前 田 正 明 君	建 設 部 長	前 川 計 雄 君	
教育委員会教育部長	岡 崎 悦 也 君	総合病院事務部長	広 本 栄 三 君	

(午前 9時30分 開議)

議長(岸本義明君) 皆様、おはようございます。

ただいまより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告1、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、専決処分事項の報告書が市長から提出されておりますので、御高覧願います。

報告2、本日、市長から議案4件が提出されております。

それでは、日程に入ります。

日程第1 第106号議案～第109号議案

議長(岸本義明君) 日程第1、第106号議案、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてから、第109号議案、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてまでの4議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長(福元晶三君) おはようございます。連日大変御苦労さまでございます。

昨日は非常に秋晴れの中、それぞれの小学校では周年の記念の大運動会であったり、あるいは閉校を目指してのそういった意味での運動会だったりということで、地域挙げての大運動会がそれぞれの地域で開催されました。議員の皆様におかれましても、それぞれのところで子どもたちに声援を送っていただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、第106号議案から第109号議案の損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成26年7月29日に市内の集合住宅ビルにおいて、申請に基づき水道の開栓作業をしたところ、居室内からの水道水の漏れ出しに気づくことが遅れ、階下の居室も含めて浸水する事故が発生をしました。

このことにより、居室及び家財類の修復に係る損害賠償費用が生じたものであります。

つきましては、本件における市の過失の程度により、今回の事故に係る和解と損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。質疑の通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第106号議案から第109号議案までの4議案は、産業建設常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、9月30日午前9時30分から開会いたします。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。

（午前 9時33分 散会）